

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について
(大淀川市民緑地(鶴島地区))

河川敷地占用許可準則(以下、「準則」という。)第二十二第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域(以下、「都市・地域再生等利用区域」という。)を指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針(以下、「都市・地域再生等占有方針」という。)及び当該施設の占有主体(以下、「都市・地域再生等占有主体」という。)を次のとおり定める。

令和8年4月1日

九州地方整備局長

第1 都市・地域再生等利用区域

大淀川水系大淀川流域で別図に示す区域
・小松川樋門上流～高松橋(鶴島地区)

第2 都市・地域再生等占有方針

(1) 占有の許可を受けることができる施設

広場、イベント施設、遊歩道、売店、キッチンカー及びその他都市及び地域の再生等のために利用する施設

(準則第二十二第3項第一号、第二号、第三号、第六号及び第十一号)

(2) 許可方針

1. 占有申請にあたっては、河川法及びその他の関係法令を遵守すること。
2. 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
3. 占有する区域及びその周辺の河川環境等との調和や景観に配慮したものであること。
4. 地域の活性化に寄与するものであること。
5. 都市・地域再生等占有主体は、占有区域を常に良好な状態に保持すること。
6. 占有の許可期間中に河川利用者から占有の許可に関する苦情があった場合は、都市・地域再生等占有主体が解決に努めること。

7. 洪水または暴風雨、地震、その他の原因により異状かつ重大な状態が予見される場合、又は発見した場合において、占用施設の使用を中止させたいえ、利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。
8. 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
9. 施設使用者に占用施設を使用させることにより施設使用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
10. 施設利用料の徴収及び活用状況（占用施設の利用者数や活動状況）を河川管理者に、年1回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

第3 都市・地域再生等占用主体

(1) 都市・地域再生等占用主体

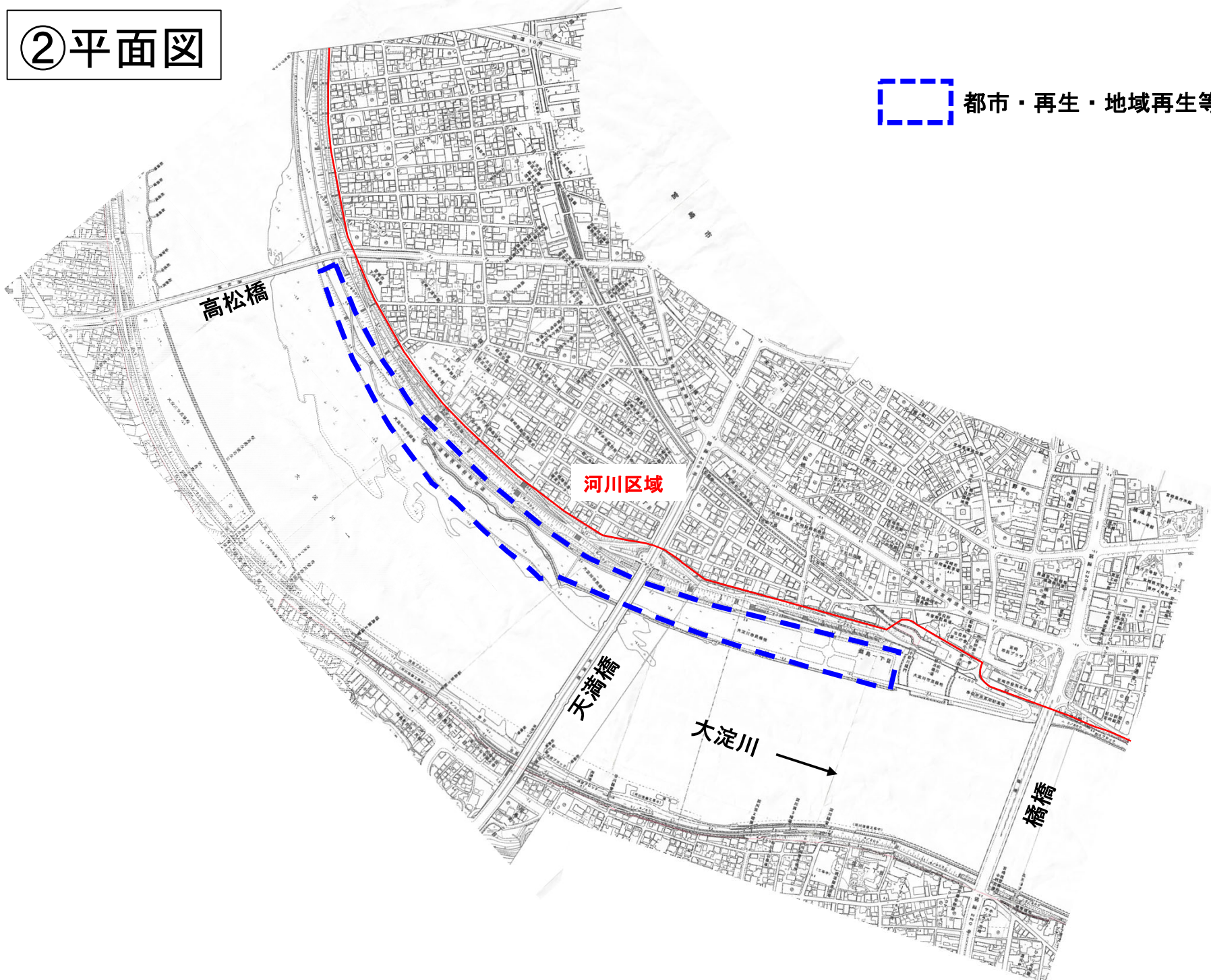
宮崎市（準則第二十二第4項第一号）

①位置図



②平面図

 都市・再生・地域再生等利用区域



高松橋

河川区域

天満橋

大淀川

橋